

安定的な資産形成に向けた金融事業者の
取組み状況
(2020年12月末時点)

2021年2月26日
金 融 庁

1. 金融事業者による顧客本位の業務運営の取組みの見える化

- 安定的な資産形成には、長期・積立・分散投資が有効であると考えられ、これを実現するためには、資産形成に適した金融商品・サービスを顧客の立場に立って提供する金融事業者を選択し、長期にわたり取り組んでいくことが重要。
- 金融庁は、金融事業者が顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合うように促すべく、2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定(本年1月改訂)し、「原則」を採択した各金融事業者の取組みの見える化を促進してきた。
- こうした中、各金融事業者においては、顧客本位の業務運営に関する取組方針、その成果として投資信託のリターンに関連する各社比較可能な情報(共通KPI)や各事業者独自の様々な情報(自主的なKPI)を公表している。
- 本資料は、金融事業者の選択に資する情報を提供することを目的に、主に各金融事業者が公表している共通KPI(2020年3月末時点)について、2020年12月までに当庁へ報告があった情報を基に、分析結果をとりまとめたものである。

「顧客本位の業務運営に関する原則」(注)

原則1 顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等

金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表するとともに、当該方針に係る取組状況を定期的に公表すべきである。当該方針は、より良い業務運営を実現するため、定期的に見直されるべきである。

原則2 顧客の最善の利益の追求

金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。

原則3 利益相反の適切な管理

金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。

原則4 手数料等の明確化

金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。

原則5 重要な情報の分かりやすい提供

金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。

原則6 顧客にふさわしいサービスの提供

金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。

原則7 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

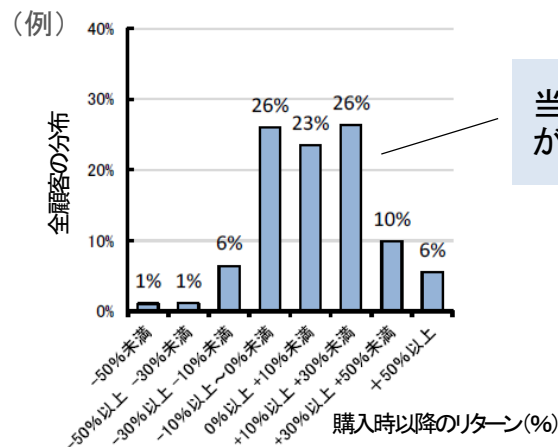
金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。

【参考】 共通KPIの概要

- 金融事業者の選択にあたっては、各事業者が独自に設定・公表する自主的なKPIに加え、他の事業者と比較して、長期的にリスクや販売手数料等のコストに見合ったリターンが確保できているかを見ることが有益であると考えられることから、金融庁は、各事業者に対し、リターンに関連する3つの指標について、共通の定義により公表することを求めている。

① 投資信託の運用損益別顧客比率

基準日に投資信託を保有している各顧客について、購入時以降のリターンを算出し、全顧客を100%とした場合のリターン別の顧客分布を示したもの。



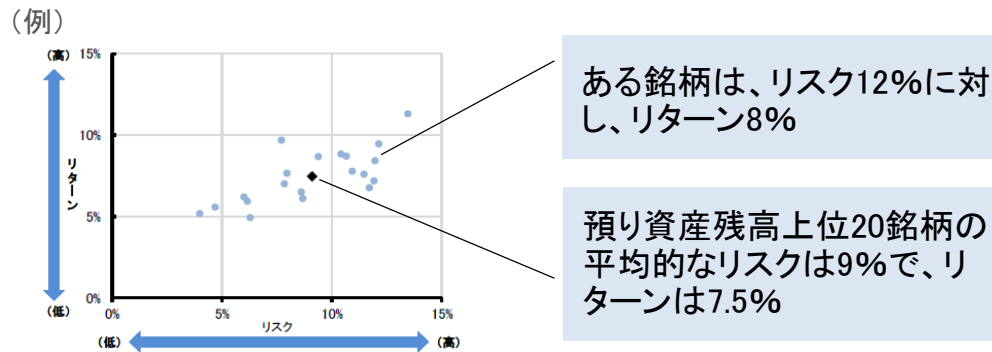
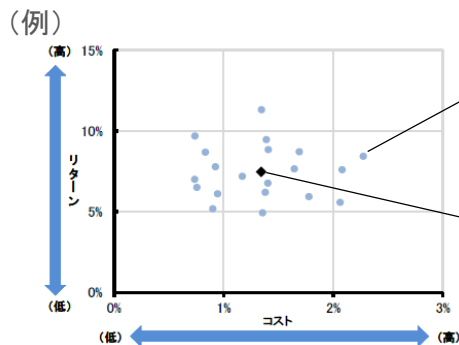
$$\text{購入時以降のリターン(}\%) = \frac{\text{基準日の評価金額} + \text{累計分配金額} - \text{購入金額(手数料込)}}{\text{基準日の評価金額}}$$

② 投資信託の預り残高上位20銘柄のコスト・リターン

預り資産残高上位20銘柄について、コスト(販売手数料率の1/5と信託報酬率の合計値)とトータルリターン(過去5年間の基準価額の月次騰落率を年率換算)をプロットしたもの。

③ 投資信託の預り残高上位20銘柄のリスク・リターン

預り資産残高上位20銘柄について、リスク(過去5年間の基準価額の月次騰落率のバラツキ)とトータルリターン(同左)をプロットしたもの。

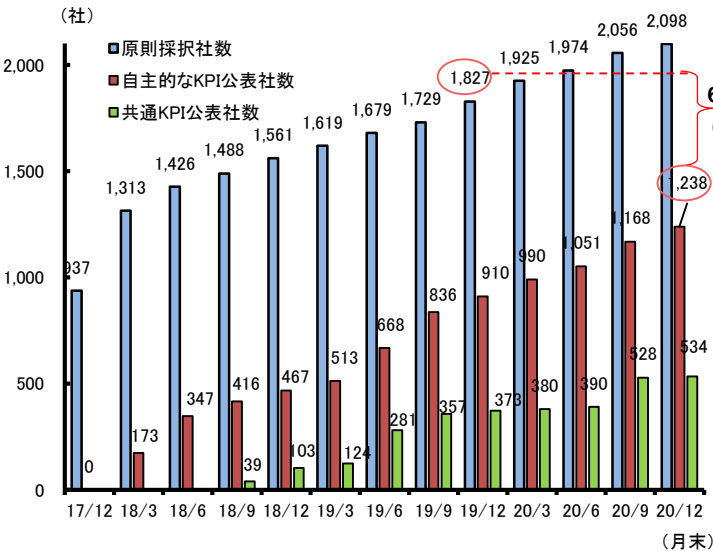


(注)①、②、③の詳細な定義については、[こちら](#)を参照。

2-(1). 「原則」の採択・KPIの公表状況

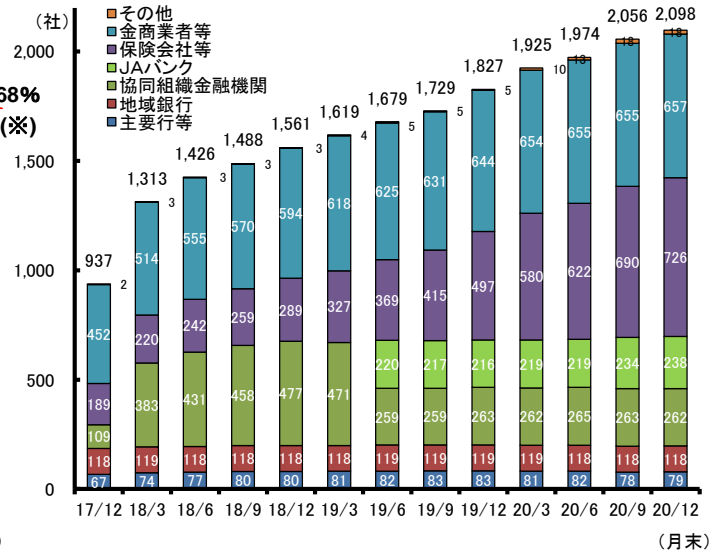
- 2017年の「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下、「原則」)の公表から2020年12月末までで、「原則」を採択し、**取組方針を公表した金融事業者**(以下、「事業者」)は**2,098社**(2019年12月末比+271社)。うち**1,238社(+328社)**が「**自主的なKPI**」を、**534社(+161社)**が「**投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI**」を公表(図1)。
- 2019年12月末までに「原則」を採択し、取組方針を公表した事業者のうち、2020年12月末時点で自主的なKPIを公表している事業者の割合は**68%**(図1)。

図1:「原則」採択事業者数及び自主的なKPI・共通KPI公表事業者数

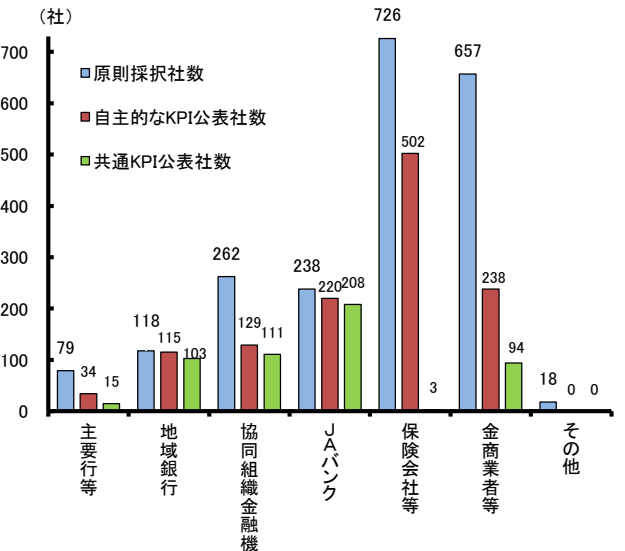


- (注1)「自主的なKPI」公表社数は、取組方針やその実施状況においてKPIを公表している事業者を集計
- (注2)「共通KPI」公表社数は、3指標の共通KPIのうち、1指標以上公表している事業者を集計
- (※)通常、「原則」採択から1年経過後には取組成果が出ると考えられるため、「原則」採択から1年経過後に取組成果を公表している事業者の割合を評価指標とし、以下の基準日で算定して比較したもの
→20年12月末:68%(=自主的なKPI公表事業者数(20年12月末)/1,238社) / 原則採択社数(19年12月末)1,827社
- (資料)金融庁

図2:「原則」採択事業者数の推移(業態別) 図3:自主的なKPI及び共通KPI公表事業者数(業態別)



- (注)主要行等には、主要メガ系信託及び外国銀行支店を含む。地域銀行は、地域銀行及びその銀行持株会社。協同組織金融機関には協同組織金融機関及び中央機関を含む。金業者等は、金融商品取引業者等。その他には、銀行等代理業者、金融会社を含む
- (資料)金融庁

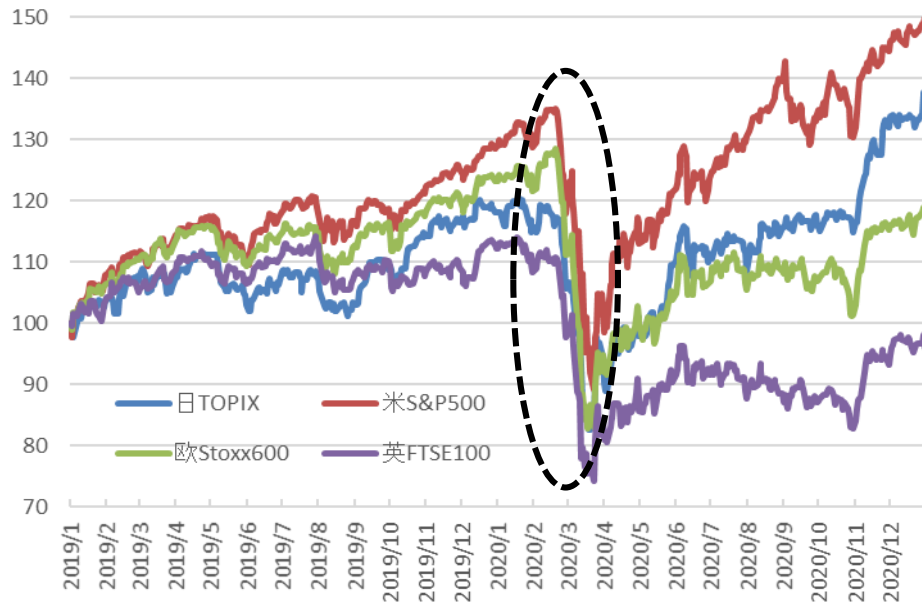


- (注1)20年12月末時点
- (注2)主要行等には、主要メガ系信託及び外国銀行支店を含む。地域銀行は、地域銀行及びその銀行持株会社。協同組織金融機関には協同組織金融機関及び中央機関を含む。金業者等は、金融商品取引業者等。その他には、銀行等代理業者、金融会社を含む
- (注3)JAバンクは、JAバンク全体の共通KPIを公表している先(3)、個別JA単位の数値を公表している先(208)、公表単位に違いがある。共通KPIの公表事業者としては、個別JA単位での公表先のみを集計し、JAバンク全体や所在する府県単位の数値を公表している先は、自主的なKPI公表事業者には含めていない
- (資料)金融庁

2-(2). 共通KPIの公表時点(2020年3月末)における市場の状況

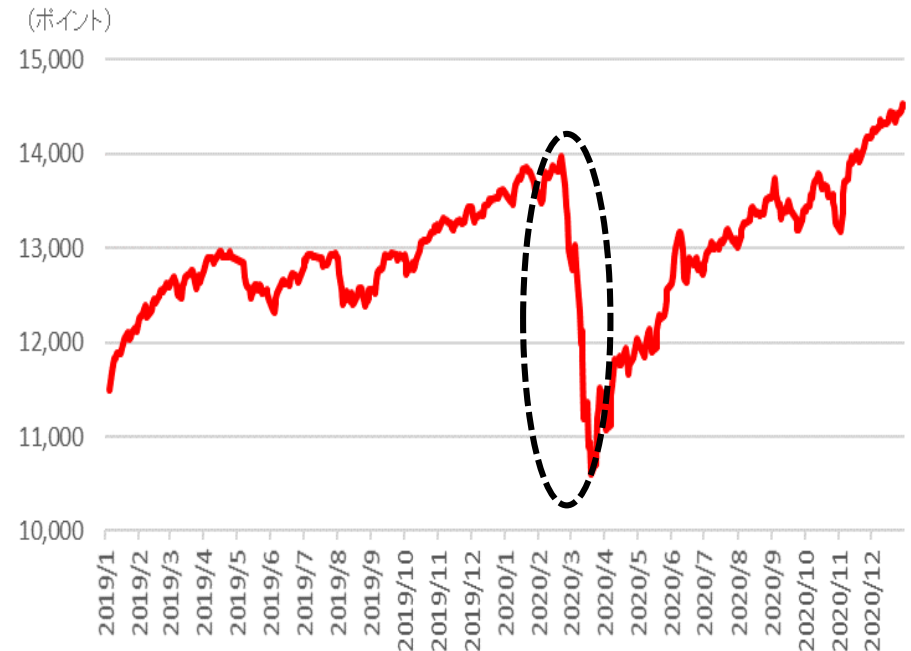
- 新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、2020年2月下旬から3月末にかけて、市場が大幅に下落した。
- 各金融事業者の2020年3月末時点の共通KPIは、この大幅な市場変動の影響を受けたものとなっている。

■主要株価指数の推移



(注)2019年1月1日時点の終値を100として指数化。
(資料)Bloombergデータより金融庁作成

■日本の公募追加型株式投資信託の価格指数の推移

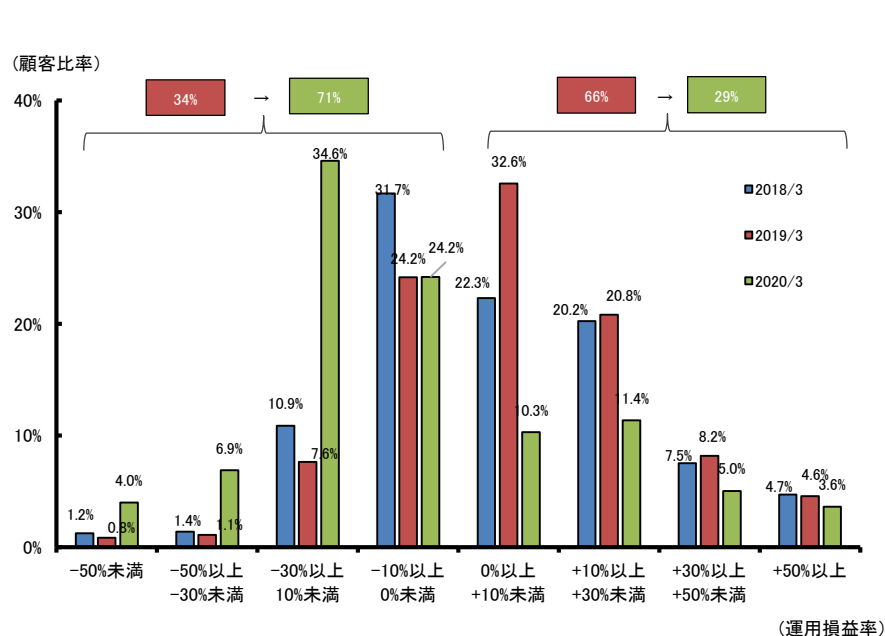


(注1)国内籍の公募追加型株式投資信託全体の動向を表す日次投資収益率指数
(注2)1997年3月31日を10,000ポイントとし、日次収益率を乗じて算出
(資料)三菱アセット・ブレインズ調べ

2-(3). 共通KPI① 投資信託の運用損益別顧客比率

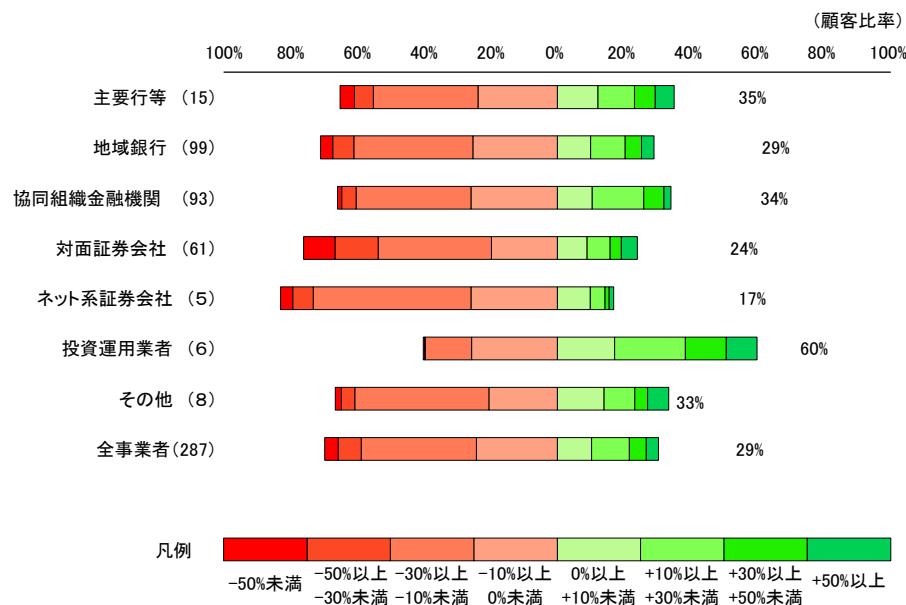
- 新型コロナウイルス感染症の影響による市場の変動を受け、2020年3月末時点で、運用損益がプラスとなっている顧客の割合(金融事業者287社の単純平均)は約3割と、19年3月末時点と比較しておよそ半分程度に減少(図4)。
- 全ての金融事業者が、市場の変動の影響を同様に受けているが、顧客の運用損益への影響の度合いは事業者によって異なる。投資運用業者は、運用損益がプラスとなっている顧客の割合が比較的良好な水準であった(図5)。

図4: 投資信託の運用損益別顧客比率 (全公表事業者の単純平均)



(注1) 18年3月末基準は、20年12月末までに金融庁に報告があった金融事業者(143先)の公表データを集計(単純平均)
 19年3月末基準は、20年12月末までに金融庁に報告があった金融事業者(320先)の公表データを集計(単純平均)
 20年3月末基準は、20年12月末までに金融庁に報告があった金融事業者(287先)の公表データを集計(単純平均)
 (資料) 金融庁

図5: 投資信託の運用損益別顧客比率 (業態別の単純平均)



(注1) 基準日20年3月末。20年12月末までに金融庁に報告があった金融事業者(287先)の公表データを集計(単純平均)
 (注2) 各業態の右端のパーセンテージは運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (注3) 各業態の右側の()内数値は公表先数
 (注4) JAバンクは全国ベースの数値を計上
 (注5) その他はIFA7社及び保険会社等(生命保険代理店)1社
 (資料) 金融庁

2-(4). 共通KPI②・③ 投資信託の預り残高上位20銘柄のコスト・リターン/リスク・リターン

- 新型コロナウイルス感染症の影響による市場の変動を受け、2019年3月末時点と比較して、全体としてリスクが増大し、リターンは低下。コストには大きな変動は見られなかった。

図6:コストとリターン(全公表事業者)

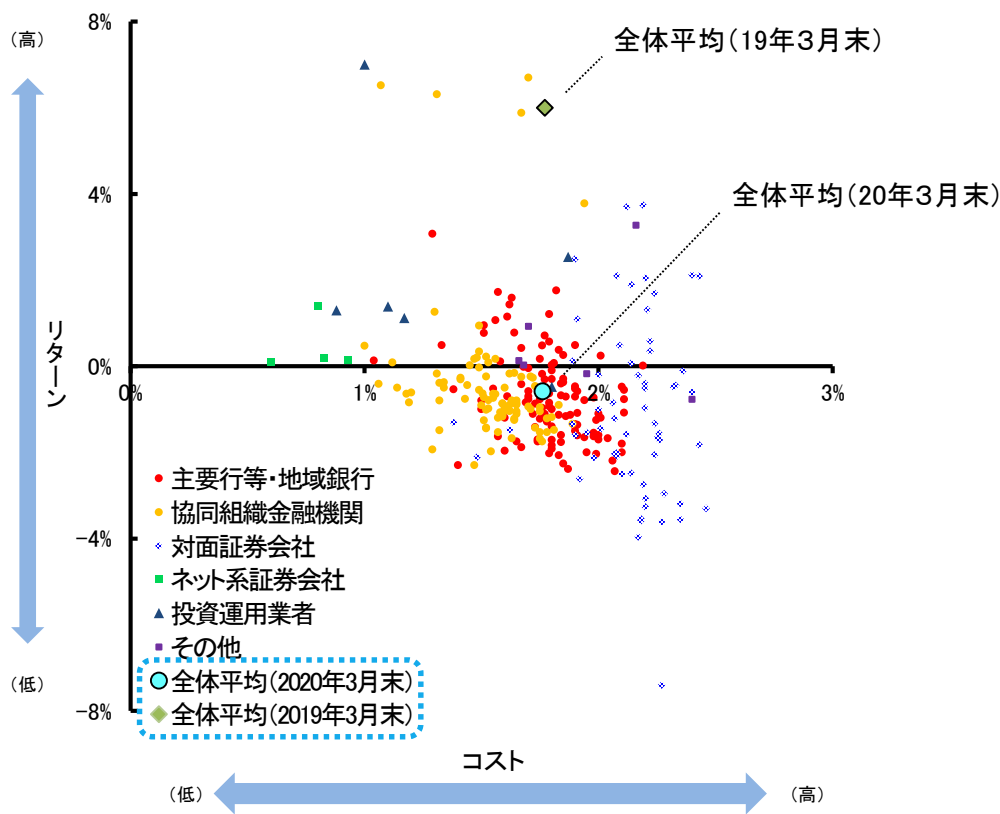
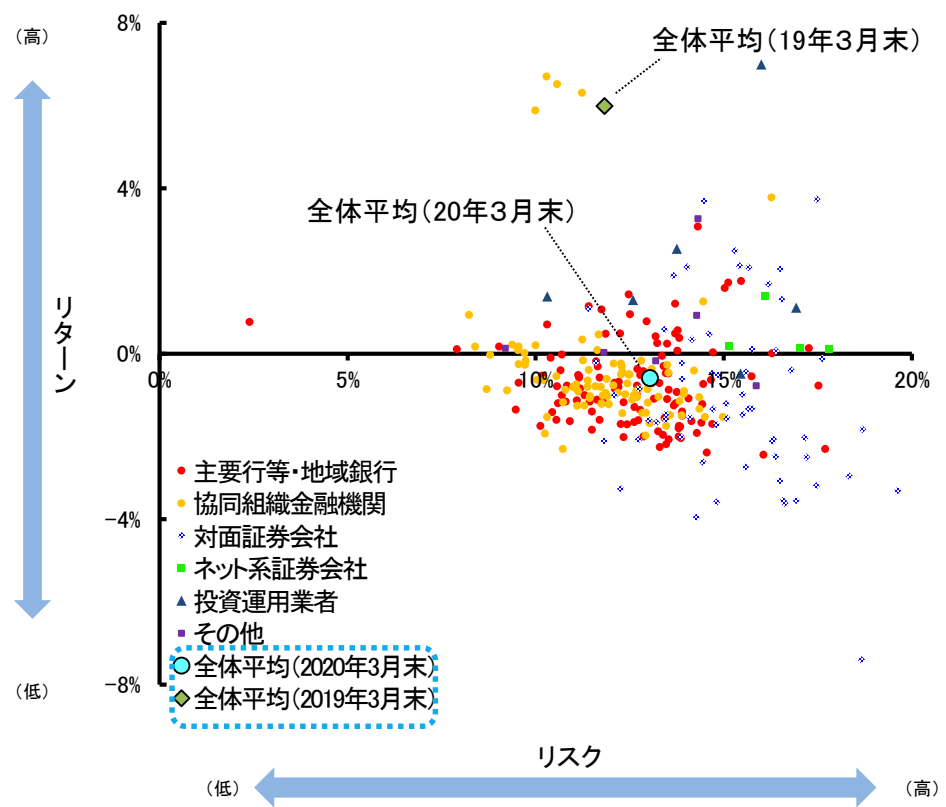


図7:リスク・リターン(全公表事業者)

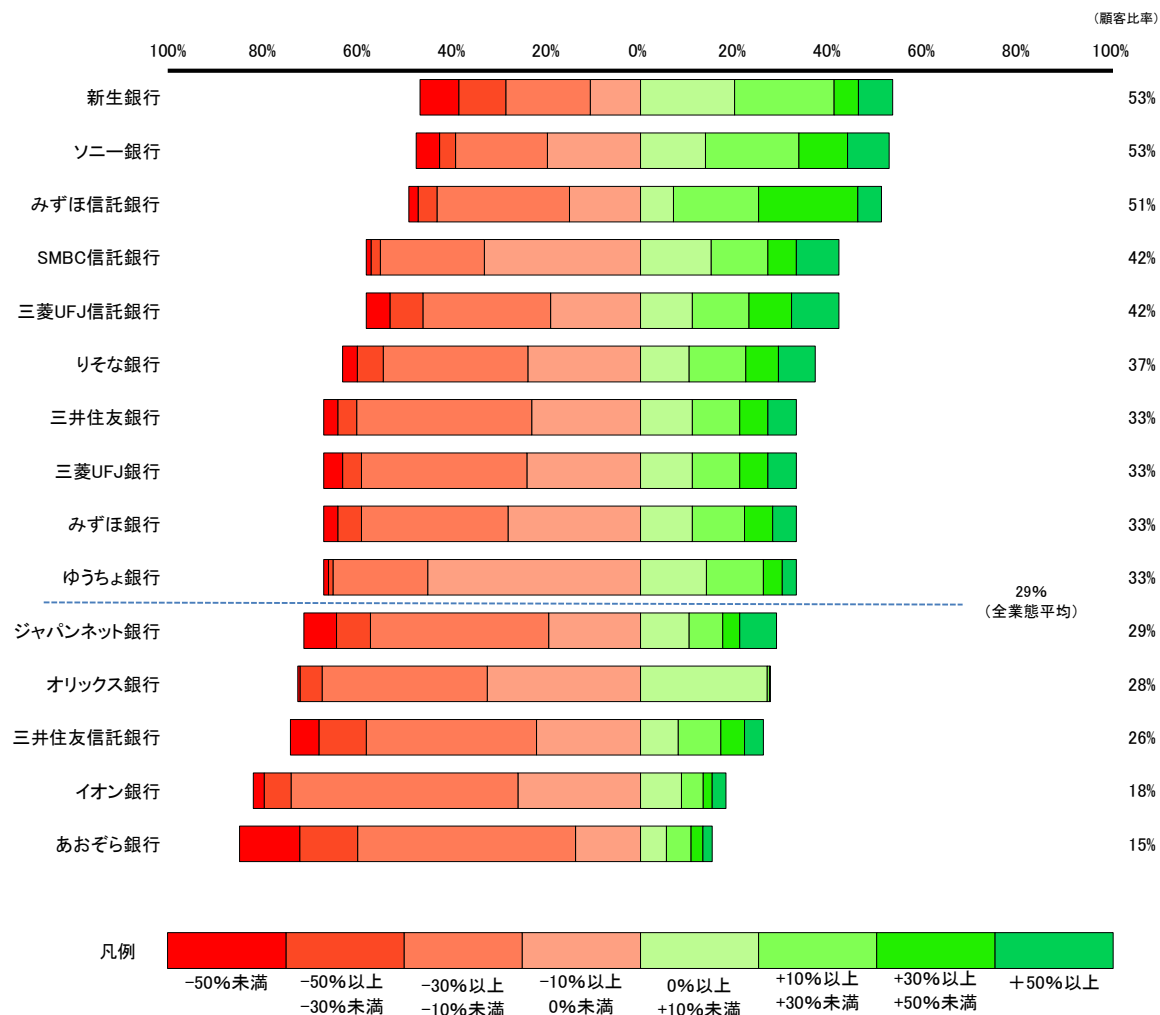


(注1) 基準日は20年3月末(全体平均(19年3月末)の基準日は19年3月末)
 (注2) 20年12月末までに金融庁に報告があった金融事業者(283先)の公表データを集計。その他はIFA及び保険会社等(生命保険代理店)
 (注3) 全体平均(19年3月末)については、20年12月末までに金融庁に報告があった金融事業者(309先)の公表データを集計
 (注4) コストは、販売手数料率(税込)の1/5と信託報酬率(税込)の合計値。リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)
 (資料) 金融庁

(注1) 基準日は20年3月末(全体平均(19年3月末)の基準日は19年3月末)
 (注2) 20年12月末までに金融庁に報告があった金融事業者(283先)の公表データを集計。その他はIFA及び保険会社等(生命保険代理店)
 (注3) (全体平均(19年3月末)については、20年12月末までに金融庁に報告があった金融事業者(308先)の公表データを集計
 (注4) リスクは、過去5年間の月次リターンの標準偏差(年率換算)。リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)
 (資料) 金融庁

【参考1】 主要行等の投資信託の運用損益別顧客比率

■ 主要行等(運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1) 基準日は20年3月末

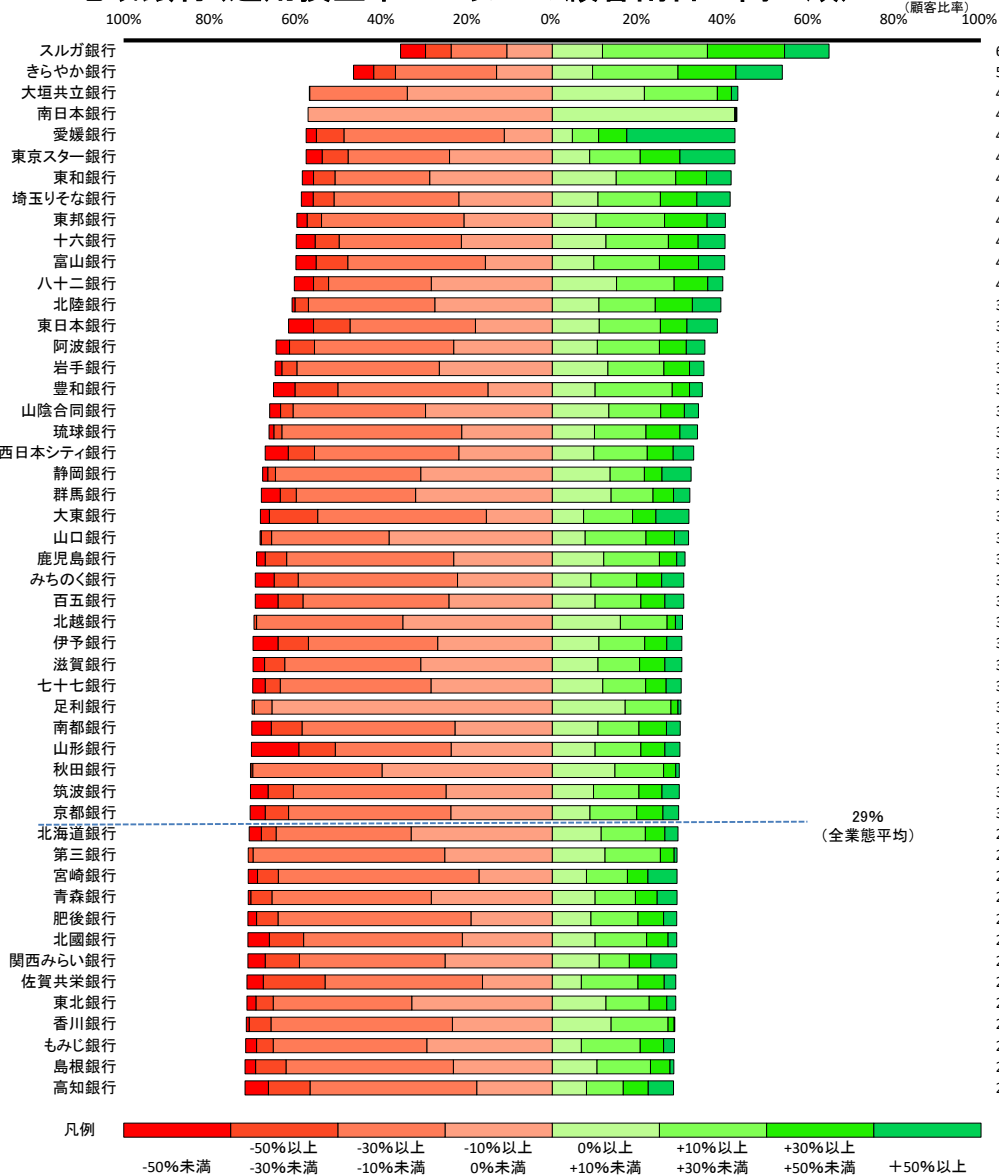
(注2) 20年12月末までに、金融庁に報告があった主要行等(15行)の公表データを集計

(注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)

(資料) 金融庁

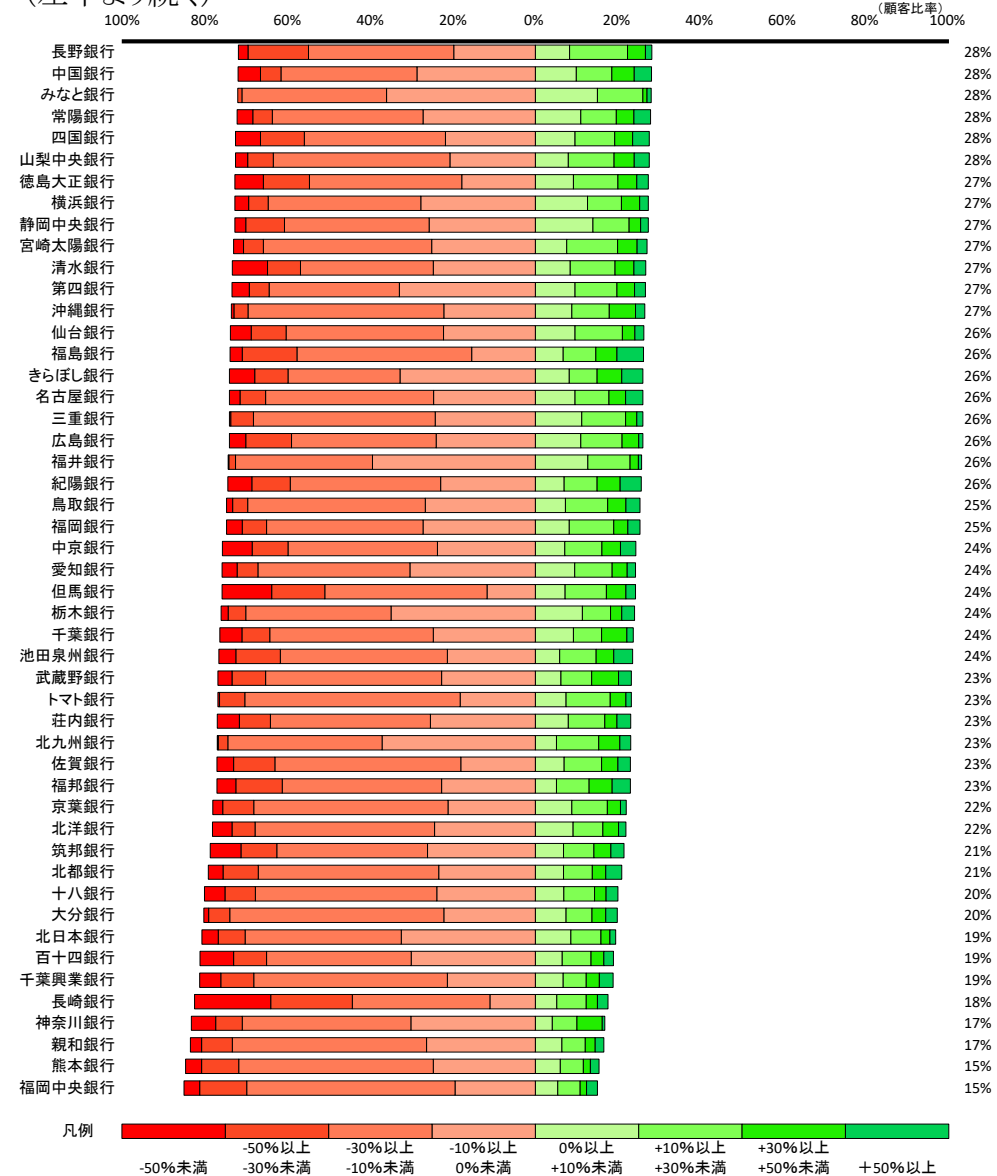
【参考2】 地域銀行の投資信託の運用損益別顧客比率

■地域銀行(運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1) 基準日は20年3月末
 (注2) 20年12月末までに、金融庁に報告があった地域銀行のうち、上位50行の公表データを集計
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (資料) 金融庁

(左下より続く)

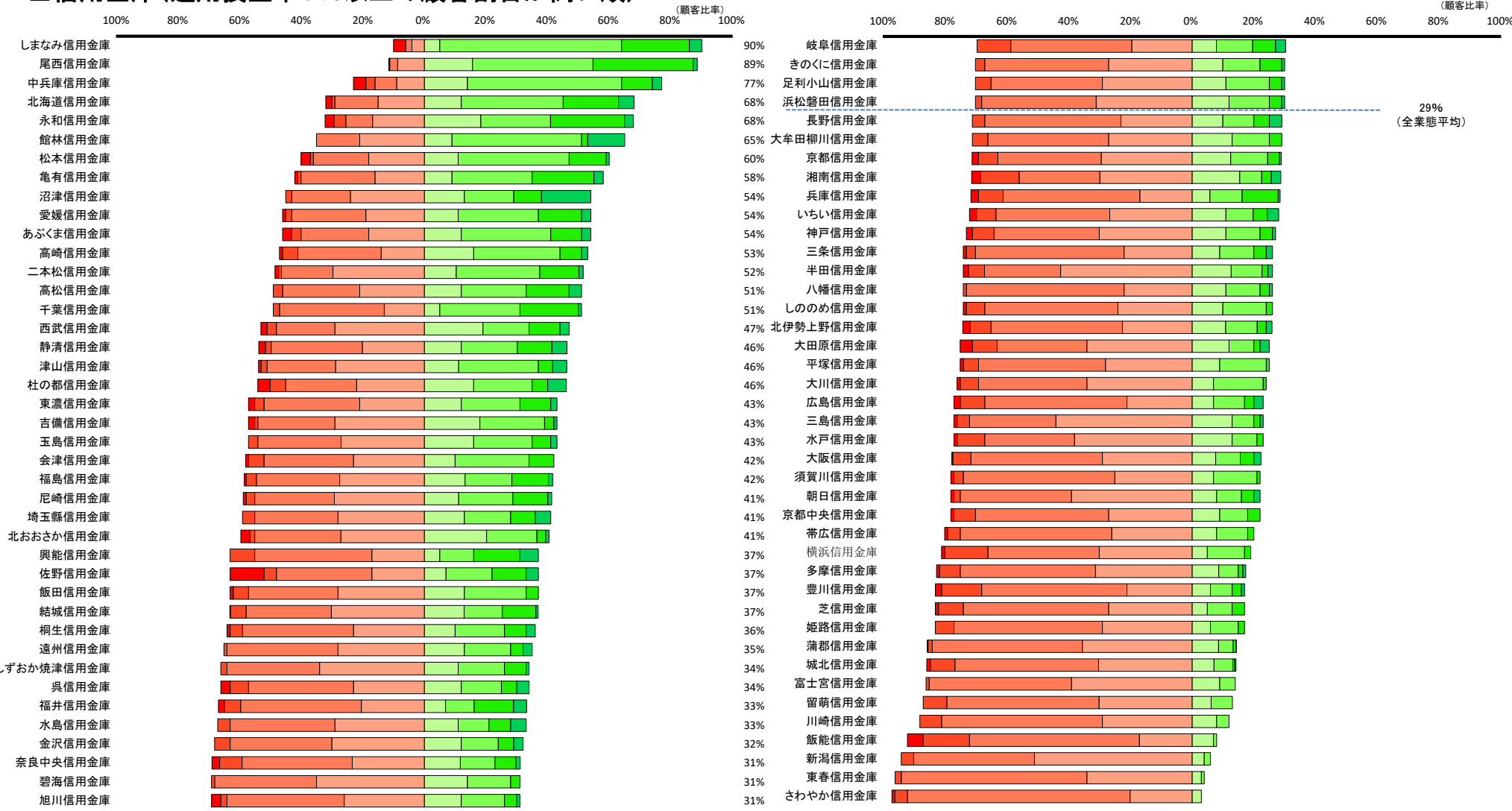


(注1) 基準日は20年3月末
 (注2) 20年12月末までに、金融庁に報告があった地域銀行のうち、下位49行の公表データを集計
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (資料) 金融庁

【参考3】 信用金庫の投資信託の運用損益別顧客比率

■信用金庫(運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)

(左下より続く)



29%
(全業態平均)

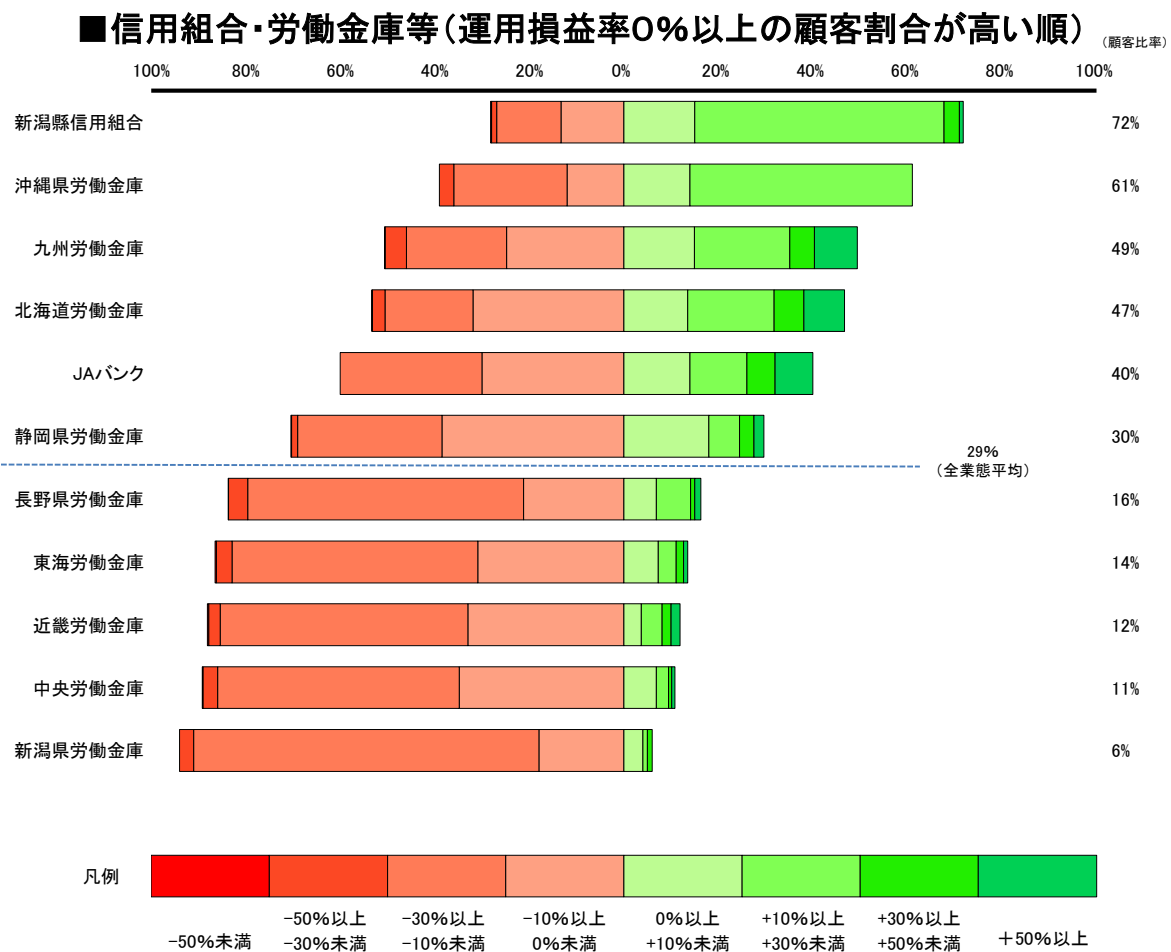
凡例
 -50%未満
 -50%以上 -30%未満
 -30%以上 -10%未満
 -10%以上 0%未満
 0%以上 +10%未満
 +10%以上 +30%未満
 +30%以上 +50%未満
 +50%以上

凡例
 -50%未満
 -50%以上 -30%未満
 -30%以上 -10%未満
 -10%以上 0%未満
 0%以上 +10%未満
 +10%以上 +30%未満
 +30%以上 +50%未満
 +50%以上

(注1) 基準日は20年3月末
 (注2) 20年12月末までに、金融庁に報告があった信用金庫のうち、上位41先の公表データを集計
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (資料) 金融庁

(注1) 基準日は20年3月末
 (注2) 20年12月末までに、金融庁に報告があった信用金庫のうち、下位41先の公表データを集計
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (資料) 金融庁

【参考4】 信用組合・労働金庫等の投資信託の運用損益別顧客比率



(注1) 基準日は20年3月末

(注2) 20年12月末までに、金融庁に報告があったJAバンク・信用組合・労働金庫(11先)の公表データを集計

(注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)

(注4) JAバンクは全国ベースの数値を計上

(資料) 金融庁

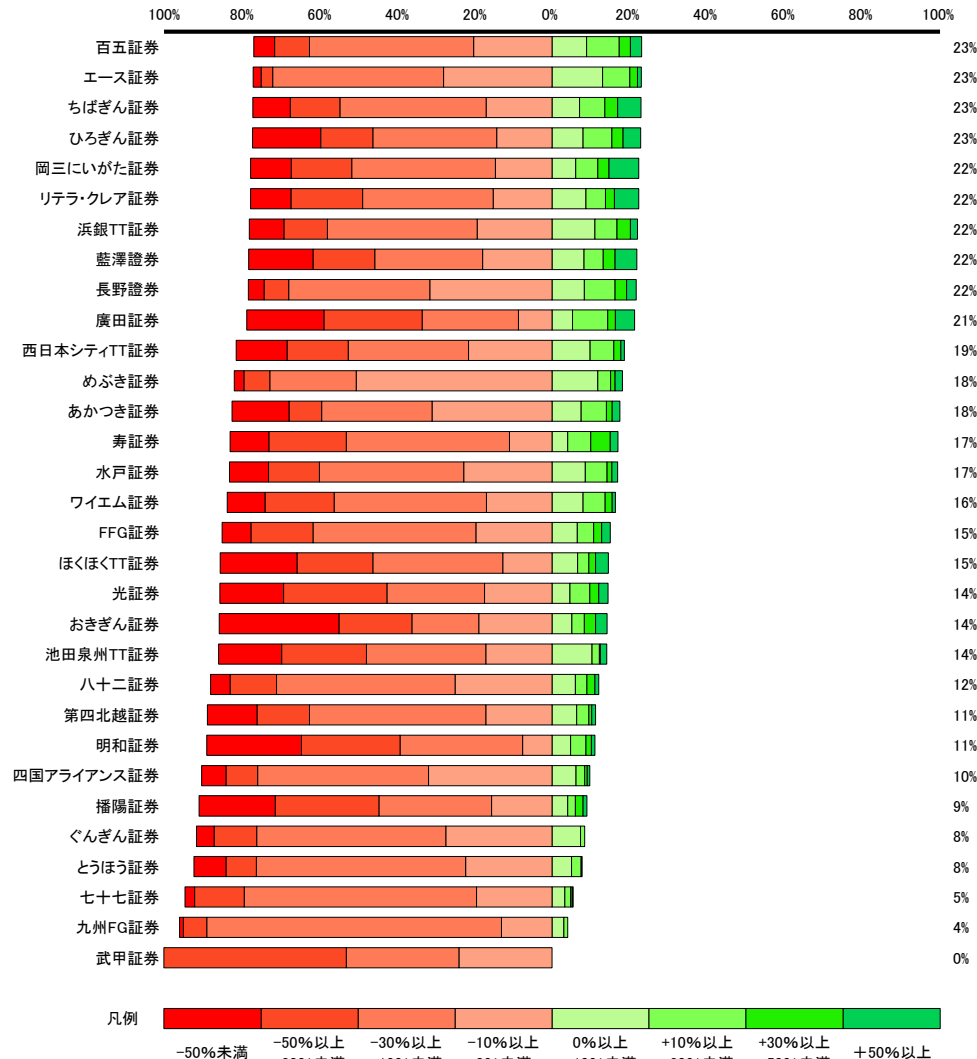
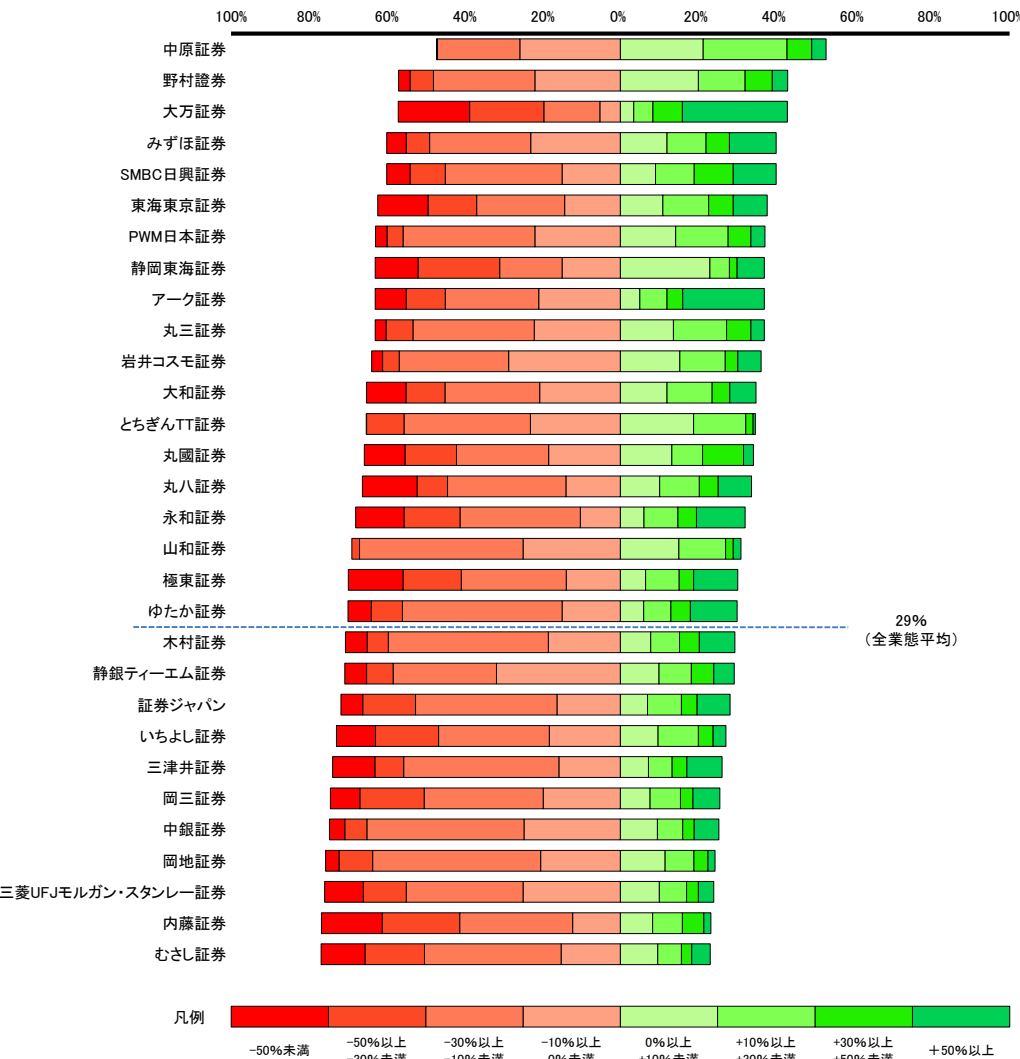
【参考5】証券会社・投資運用業者等の投資信託の運用損益別顧客比率

■対面証券会社 (運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)

(顧客比率)

(左下より続く)

(顧客比率)



(注1) 基準日は20年3月末

(注2) 20年12月末までに、金融庁に報告があった証券会社のうち、上位30社の公表データを集計

(注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)

(資料) 金融庁

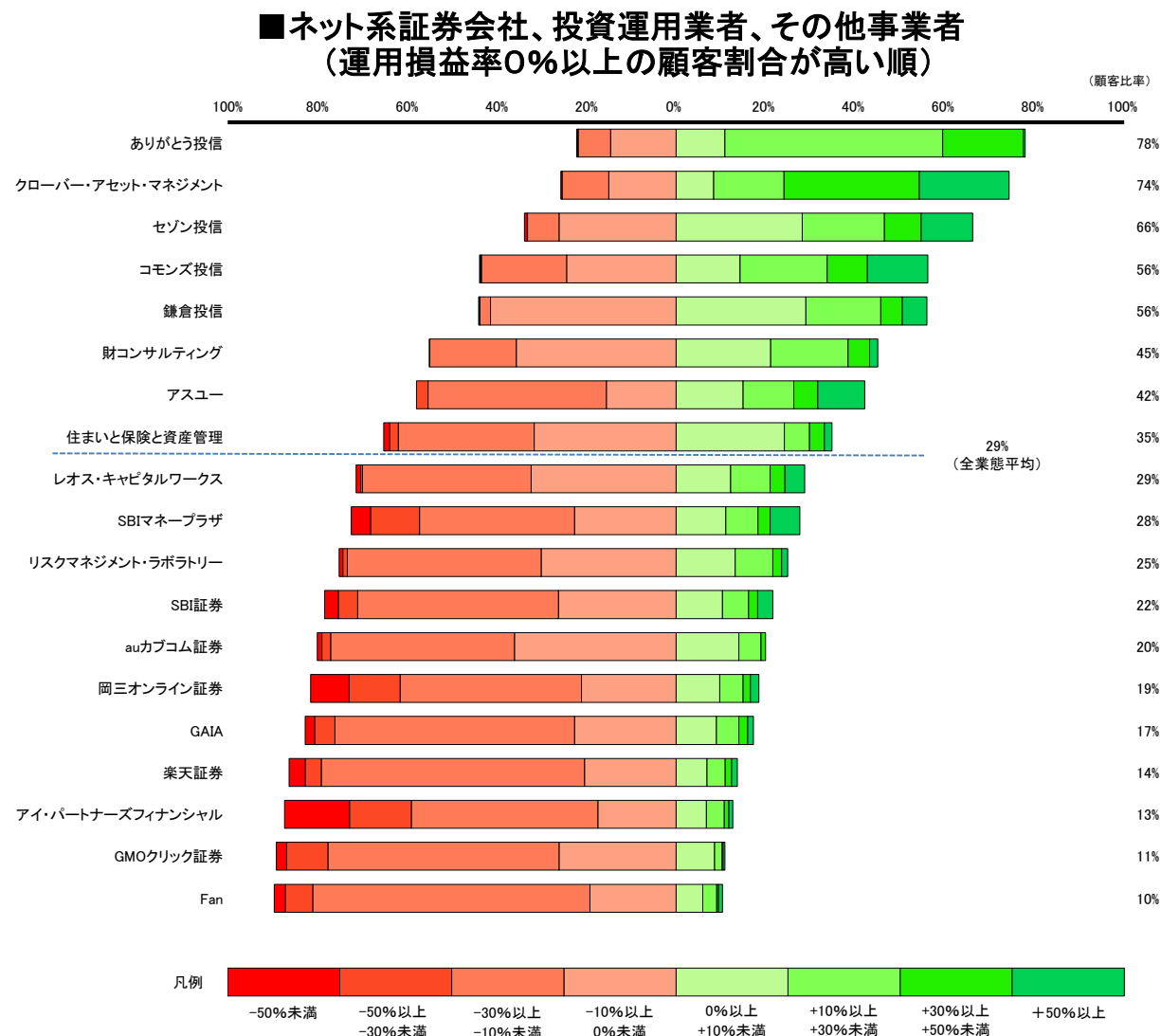
(注1) 基準日は20年3月末

(注2) 20年12月末までに、金融庁に報告があった証券会社のうち、下位31社の公表データを集計

(注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)

(資料) 金融庁

【参考5】証券会社・投資運用業者等の投資信託の運用損益別顧客比率



(注1) 基準日は20年3月末

(注2) 20年12月末までに、金融庁に報告があった金融事業者(19先)の公表データを集計

(注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)

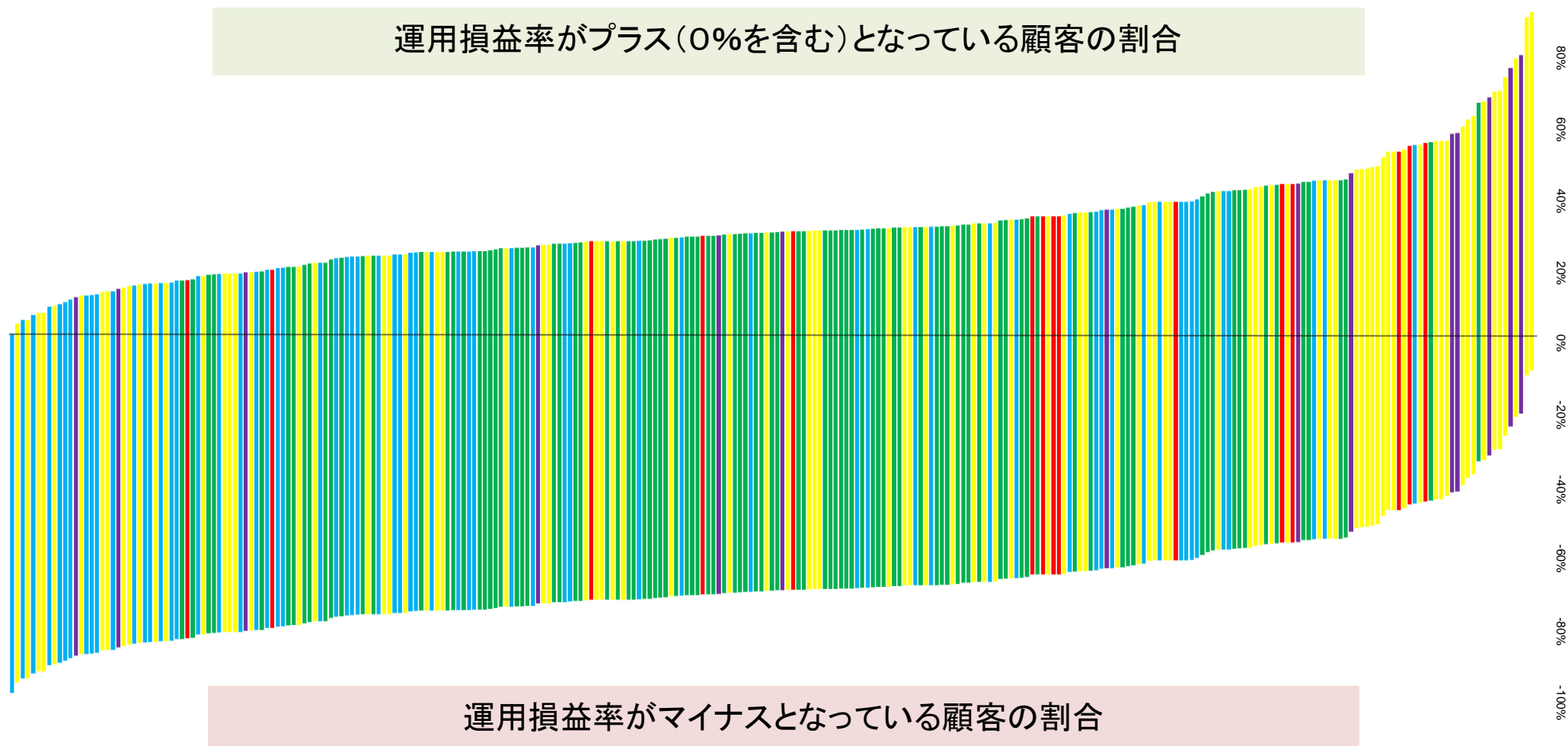
(資料) 金融庁

【参考6】 投資信託の運用損益別顧客比率（全業態）

■ 運用損益別顧客比率（全業態）（右から、運用損益0%以上の顧客割合が高い順）

（顧客比率）

運用損益率がプラス（0%を含む）となっている顧客の割合



運用損益率がマイナスとなっている顧客の割合

■ 主要行等（15先） ■ 地域銀行（99先） ■ 協同組織金融機関（93先） ■ 証券会社（66先） ■ その他事業者（14先）

(注1) 基準日は20年3月末
(注2) 20年12月末までに、金融庁に報告があった金融事業者(287先)のデータを集計
(注3) その他事業者とは、保険会社・投信用業者・IFA
(注4) JA/バンクは全国ベースの数値を計上
(資料) 金融庁